

平成21年1月14日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市特別職報酬等審議会  
会 長 武 井 平八郎

海老名市特別職の職員の報酬等について（答申）

平成20年12月18日付けで諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

- 1 新設する非常勤特別職の報酬額について  
政策研究員については、諮問された報酬額について、適当であると思料する。
- 2 非常勤特別職の報酬額の改定について  
外部評価委員会委員については、諮問された報酬額について、適当であると思料する。
- 3 上記答申をまとめるに至った審議経過は、別記のとおりである。

## 《審議経過》

当審議会は、特別職の職員の報酬等について市長から諮問を受け、平成20年12月18日に会議を開催した。会議においては、各委員それぞれが厳正かつ公平な立場で発言し慎重に審議、結果を集約し答申書を取りまとめたものである。

以下、諮問事案についての審議経過について概要を記すこととする。

### 1 政策研究員の報酬額について

政策研究員については、市民との協働のまちづくりを推進するため、市を取り巻く課題に対して、市民の目線からの意見を取り入れ、時代に応じたより良い市民サービスを提供するため設置されるものである。

報酬額については、勤務日数等を考慮し、月額とすることとし、諮問された報酬額について適当であると判断するに至ったものである。

ただし、政策研究員の活動状況及びその成果によっては、今後、改定の見込みの必要があるとの意見があったことを付記する。

### 2 外部評価委員会委員の報酬額の改定について

外部評価委員会委員の報酬額については、平成21年度から予定されている施策評価への移行に伴う事務量の増加等によるものであり、諮問された報酬額について適当であると判断するに至ったものである。